

# 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく 基本計画

令和8年1月22日

苫小牧市

## 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和8年1月22日

苫小牧市

### 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

苫小牧市は、北海道の南西部、札幌市の南約 60km に位置する道央圏中核の都市で、太平洋に面し、西は白老町、北は千歳市、東は安平町及び厚真町に隣接している。市の西部には、世界でも珍しい熔岩円頂丘を有する樽前山、東部には、ラムサール条約に指定されたウトナイ湖を有する勇払原野が広がり、少雪冷涼で自然災害リスクの比較的少ない気候条件にある。さらに、国際拠点港湾である苫小牧港と新千歳空港、高速道路・鉄道の結節点という卓越した物流基盤を備え、工業集積と森林・湿地資源が共存する地域特性を有している。これらの地域資源と立地優位性をいかし、苫小牧市は持続可能な林業の高度化と、木質バイオマス等の地域循環を一体的に推進する。

### 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
A	苫小牧市晴海町 40-4	65,598 m <sup>2</sup>	木質バイオマス発電施設

### 3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	木質バイオマス発電	6,194kW	

### 4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当事項なし

### 5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
木質バイオマス発電事業者が、地域に存する未利用材等を納入業者から長期的かつ安定的に買い取ることにより、未利用材の利用促進を図り、林業者の所得の維持・向上、森林整備の推進に資する取組	
森林資源の更新による木材の受入など温室効果ガスの削減に資する取組	

### 6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

#### （1）自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

#### （2）景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくれられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

### 7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

#### （1）目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、6,194kWの発電、地域に存する未利用材等の木質バイオマスを燃料の8割以上を使用することで、間伐等による森林整備の推進及び森林の保全を図る。

#### （2）目標の達成状況についての評価

（1）の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

### 8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、設備整備事業者の責任において、施設の撤去等の対策を行うものとする。

### 9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

### 10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電に関する事項

#### （1）ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

#### （2）設備整備計画の認定

設備整備計画の認定においては、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることとし、実施状況の報告及び是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

#### （3）区域外の関係者との連携

市、再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

別紙. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

令和8年1月22日 制定